

議事 1 : 景観事前協議

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

〈商業・業務系市街地〉

〈当該行為における景観に関する考え方〉 記載欄

外壁の色彩を基本色であるアースカラーとすることで、街並みに溶け込むデザインとした。
又基壇部を一部石張りとし、町の賑わいに寄与する設計です。

配置	○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。
	記載欄 南側4m道路には、1mを歩道状整備することで、歩行者の安全性を確保した。 東側15m道路に対しては、建物を十分後退させることにより圧迫感や威圧感を軽減させる設計とした。
	○商店街では、住宅や駐車場など店舗以外の出入口の設置等について、隣接する建築群との関係に配慮し、にぎわいを損なわないよう計画する。
	記載欄 基壇部を一部石張りとしたデザインを採用し町の賑わいに寄与する設計です。
	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。
	記載欄 南側4m道路には、1mを歩道状整備することで、歩行者の安全性を確保し公共空間との関係に配慮した。
	○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。
記載欄 本計画敷地には残すべき景観資源はありません。	
高さ・規模	○道路や公園、広場など周辺の見通しのきく場所からの見え方に配慮する。
	記載欄 外壁の色彩を基本色であるアースカラーとすることで、街並みに溶け込むデザインとし道路からの見え方に配慮した。
	○住居系の建築物と隣接する場合は、建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。
記載欄 計画建物は隣地境界から500mm以上後退させ、隣接建物に対する、威圧感の軽減に配慮した。	
形態・意匠・色彩	○建築物単体だけでなく、周辺の建築物や景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。
	記載欄 外壁の色彩を基本色であるアースカラーとするし、また東側15m道路に対しては、建物を十分後退させることで周辺建物との調和に配慮した。

	<p>○商店街では、店舗開口部の位置や形態など、隣接する建築群との関係に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。</p>
	<p>記載欄 東側15m道路に対しては、建物を十分後退させ 基壇部を一部石張りとしたデザインを採用し町の賑わいが連続する設計です。</p>
	<p>○色彩は、「色彩基準」に適合するとともに、周辺との調和に配慮する。</p>
	<p>記載欄 色彩は、色彩基準に適合させ基本色であるアースカラーとすることで、周辺との調和に配慮した。</p>
	<p>○外壁は、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用する。</p>
	<p>記載欄 外壁は吹付タイル仕上とし、又一部基壇部を石貼仕上とすることで、周辺景観との調和に配慮した。</p>
	<p>○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画とするなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>
	<p>記載欄 付帯する建築設備等は、手摺格子や目隠しパネル等で覆い、周辺から見えにくい様に考慮する。</p>
公開 空地・ 外構・ 緑化等	<p>○外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮する。</p>
	<p>記載欄 南側4m道路には、1mを歩道状整備することで、歩行者の安全性を確保するとともに 周辺の街並みとの調和に配慮した。</p>
	<p>○周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。</p>
	<p>記載欄 全面道路と接する部分に極力植栽帯を設け、周辺街並みとの連続性に配慮した。</p>
	<p>○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。</p>
	<p>記載欄 緑地は、継続的な維持管理が容易な樹種を採用しました。</p>
	<p>○照明は、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。</p>
	<p>記載欄 照明計画は、夜間の景観や周囲の環境に配慮するとともにデザイン的にも配慮した計画とする。</p>

<上記以外で特に景観に配慮した事項> 記載欄